令和7年度のシステム改良に関する発注機関向けFAQ

Ⅰ 「登録内容確認システム管理者」の追加関係(その１:登録内容確認システム管理者について)

No.	質問	回答
1	今回の改良(令和7年９月リリース)で追加された「登録内容確認システム管理者」とは、何ですか。	「登録内容確認システム管理者」は、利用責任者に代わって、主として登録内容確認システム利用者の管理を行うための利用責任者補助者です。
2	登録内容確認システム管理者を追加したのはなぜですか。	登録内容確認システムの利用者ほか多数の利用者の管理を行っていただくに当たり、利用責任者の負担を軽減するため、その代理者として利用責任者補助者を置くことができるようにしています。 これまで、登録内容確認システムの利用者の管理を分担するため利用責任者補助者を置いたところ、検索システムの利用権限（コリンズ検索者権限、テクリス検索者権限など）をいじられて困った、あるいは、その恐れがあるため利用責任者補助者を置くことを躊躇するとの理由から、その権限を制限した利用責任者補助者が欲しいとの要望を頂いていました。 この「登録内容確認システム管理者」を活用いただくことで、円滑な利用者管理に資することを期待しています。
3	登録内容確認システム管理者が追加されたことにより、従前の利用責任者補助者については何か変更されたことはありますか。	利用責任者補助者については、基本的に変更はありません。 なお、登録内容確認システム管理者についての権限(作成等)が加わっており、この点については、利用責任者も同様です。 従前と同様に利用責任者補助者は、利用責任者に対して何もできないこと以外は、利用責任者と同じことができます。 したがって、登録内容確認システム利用者の管理については、登録内容確認システム管理者だけでなく、利用責任者補助者も（言うまでもなく利用責任者も）行うことができます。
4	登録内容確認システム管理者を作成できるのは、誰（どの権限を有する者）ですか。	利用責任者及び利用責任者補助者のほか、他の登録内容確認システム管理者が、登録内容確認システム管理者権限を有する利用者を新規に作成すること、既存の利用者（例えば、検索システム利用者）に登録内容確認システム管理者権限を付与する（追加する）ことができます。 前述のとおり、登録内容確認システム管理者は、他の登録内容確認システム管理者を作成すること等が可能であり、新規の作成又は権限付与に際しては、利用責任者又は利用責任者補助者において、登録内容確認システム管理者を1名作成すれば、その後の作成等の作業を登録内容確認システム管理者に委ねることもできます。
5	登録内容確認システム管理者は、何人まで作成できますか。	登録内容確認システム管理者は、最大９９人まで作成できます。利用責任者補助者も、これとは別に最大９９人まで作成できます。

Ⅰ 「登録内容確認システム管理者」の追加関係(**その２:利用責任者補助者との違い等について**)

No.	質問	回答
6	利用責任者補助者との違いは何ですか。	登録内容確認システム管理者は、No.２の回答のとおり、利用責任者補助者の権限を一部制限したものとなっています。 利用責任者補助者にできて登録内容確認システム管理者にできないことを整理すると次のとおりとなります。 ① 検索システム利用権限を有する利用者の作成*※1*及び削除 ② 既存の利用者に対する検索システム利用権限の付与*※2*及び削除 ③ 利用責任者補助者権限を有する利用者の作成*※1*及び削除 ④ 既存の利用者に対する利用責任者補助者権限の付与*※2*及び削除 ⑤ 利用責任者補助者権限を有する利用者に対する次の設定 ・ 登録内容確認システム利用者権限の付与及び削除 ・ 氏名、所属、メールアドレス等の設定情報の変更 ・ パスワードの初期化 ・ ワンタイムパスワード（OTP）の使用有無の設定 *※１ 新規に利用者を作成する際は、必ず何らかの利用者管理権限又は利用権限を付与しなければならず、利用権限の全くない利用者は作成できません。* *※２ 一の利用者に対し、複数の権限（例えば、コリンズ検索者権限、テクリス検索者権限、登録内容確認システム利用者権限）を付与することが可能です。ただし、利用者管理権限（利用責任者権限、利用責任者補助者権限又は登録内容確認システム管理者権限）は重複して付与できません。*
7	登録内容確認システム管理者は、検索システム利用者に対しては、何もできないのですか。	登録内容確認システム管理者は、No.６の回答の①から⑤までに掲げる事項以外は、利用責任者補助者と同じことができます。 したがって、検索システム利用者（利用責任者及び利用責任者補助者であるものを除く。）に対しても、登録内容確認システム利用者権限の付与又は削除をすることに加え、次のような管理を行うことができます。 ・ 氏名、所属、メールアドレス等の設定情報の変更 ・ パスワードの初期化 ・ ワンタイムパスワード（OTP）の使用有無の設定
8	利用責任者、利用責任者補助者、登録内容確認システム管理者と３者それぞれ権限が異なることはわかりましたが、マニュアルを見てもいささか複雑なので、この３者の違いについて基本的な考え	まず、利用者管理権限（利用責任者権限、利用責任者補助者権限又は登録内容確認システム管理者権限をいう。）については、次のようなことが前提となっています。 ア 利用者管理権限には、利用責任者＞利用責任者補助者＞登録内容確認システム管理者という上下関係があり、一の利用者に対し複数付与することはできないこと。

	方を説明してください。	イ　自分自身(ログインしている者自身)より上位の権限者に触ること(下記６つの事項)はできないこと。一方、利用者管理権限を持たない者及び同位又は下位の利用者管理権限を有する他の利用者には触ることができること。 ・ 利用者管理権限の付与及び削除 ・ 利用者管理権限以外の利用権限の付与及び削除 ・ 氏名、所属、メールアドレス等の設定情報の変更 ・ パスワードの初期化 ・ ワンタイムパスワード（OTP）の使用有無の設定 ・ 当該利用者自体の削除 ウ　同様に、自分自身より上位の権限者を作成すること、他の利用者に上位の利用者管理権限を付与することができないこと。 エ　自分自身に対して、利用者管理権限の付与又は削除をすることはできないが、利用者管理権限以外の利用権限（例えば、登録内容確認システム利用者権限）の付与又は削除をすることはできること。 以上の前提の下、利用責任者、利用責任者補助者、登録内容確認システム管理者の違いは、次のとおりです。 ・ 利用責任者補助者は、利用責任者に触ること以外は、利用責任者と同じことができます。 ・ 登録内容確認システム管理者は、№６の回答の①から⑤までができない以外は、利用責任者補助者と同じことができます。
9	利用責任者や利用責任者補助者と同様に、登録内容確認システム管理者も、利用者一覧(Excelファイル)のアップロードによる利用者の一括更新を行うことができますか。	利用者を一括更新することができます。また、システムから利用者一覧(Excelファイル)をダウンロードすることもできます。 なお、登録内容確認システム管理者が行う場合は、次の事項に留意してください。 ・ 登録内容確認システム管理者の権限ではできない更新内容を含む利用者一覧(Excelファイル)のアップロードをしようとすると、エラーとなります。 ・ 登録内容確認システム管理者がシステムから利用者一覧(Excelファイル)をダウンロードを行うと、利用責任者及び利用責任者補助者が除かれたデータが出力されます。

Ⅰ 「登録内容確認システム管理者」の追加関係(**その３:その他運用について**)

No.	質問	回答
10	利用責任者補助者と登録内容確認システム管理者は、どのように使い分けたらいいのでしょうか。	基本的には各発注機関でお決めになることですが、例えば次のような使い分けが考えられます。 ・検索システムの利用権限については利用責任者の下で集中管理することを前提に、利用責任者の部下を利用責任者補助者とする。 ・各部局や各出先機関等には登録内容確認システム管理者を置いて、検索システムの利用権限に係るもの以外の利用者管理を分担させる。例えば、パスワードの初期化などの日常管理は、検索システム利用者を含め※登録内容確認システム管理者が担当することとする。 *※ No.７の回答のとおり、登録内容確認システム管理者は、検索システム利用者に対しても、一定の日常管理を行うことができます。このため、各部局や各出先機関等における利用者の管理（→分散管理）には、利用責任者補助者ではなく登録内容確認システム管理者を使うことがお勧めです。*
11	当機関は、検索システムの利用契約がなく、登録内容確認システムのみを利用しています。この場合、利用責任者補助者と登録内容確認システム管理者の使い分けが必要ですか。	検索システムの契約がない発注機関（直接提供又はJCISのみを契約している機関を含む。）については、利用責任者補助者と登録内容確認システム管理者の権限は概ね同じで、No.６の回答の③から⑤までが異なります。 したがって、強いて使い分ける必要はないとも考えられますが、将来、検索システムを契約した場合には権限の違いが顕在化します。このような場合が想定されるときは、例えばNo.10の回答にあるような使い分けをしておくことがお勧めです。
12	登録内容確認システム管理者は、登録内容確認システムを使って登録内容の確認を行うことができますか。	登録内容確認システム管理者権限は、利用者管理権限であり、登録内容確認システム利用者権限を包含していません。 したがって、登録内容確認システム管理者であっても、登録内容確認システム利用者権限を付与されていない場合は、登録内容確認システムにログインして登録内容の確認をすることはできません。登録内容確認システム利用者権限を取得してからお使いください。 なお、登録内容確認システム管理者は、自分自身に対しても登録内容確認システム利用者権限を付与することができます。

13	当機関では既に利用責任者補助者を活用していますが、検索システムの利用権限をいじられたくないので登録内容確認システム管理者に変更したいと考えています。今回の改良のリリース時点（令和7年９月１日）で存在する利用責任者補助者は、自動的に登録内容確認システム管理者に変わりますか。	自動的には変更されず、従前の利用責任者補助者はそのままとなります。お手数ですが、利用責任者又は利用責任者補助者の方が、リリース後（令和7年９月１日以後）に権限の変更作業を行ってください。
14	利用責任者補助者と今回追加された登録内容確認システム管理者は、その権限を特定の部局の利用者に限定することができますか。	限定することはできません。そのような御要望があることは承知しておりますが、次のような懸念があるため、今回の改良では対応を見合わせました。 ・前提として、機関内の各利用者をグルーピングする情報を、利用責任者等に設定していただく必要があること。 ・その上で、各利用責任者補助者及び各登録内容確認システム管理者について、管理権限の対象となるグループの情報を、利用責任者等に設定していただく必要があること。 ・国の機関や地方公共団体の組織を念頭に置くと、利用者のグルーピングの階層化も必要と思われること。 ・以上のように、利用責任者等に行っていただく作業が複雑になることが想定され、現実には利用されない恐れがあること。
15	当機関は利用者の数が非常に多く、システムの[利用者情報管理]画面では多くのページにわたって表示されます。その上、従前の検索システム利用者に加えて登録内容確認システム利用者を多数追加したため、利用責任者として各部局ごとの利用者の状況把握に苦労しています。何か良い対処方法はありませんか。	システムの[利用者情報管理]画面では、（入力されていれば）所属部署名で検索することができますが、ヒットしたものだけが表示されるので一覧性に欠けます。 また、所属部署名でソートすることもできますが、文字コードの順番になってしまいます。 そこで、所属部署名を「０１０１００３　総務局契約管理課」といったように、部署の名称の前に組織コード(数字又は英数字)を付しておくようにすると、所属部署名でソートをかければ組織コードの順に利用者を整列させることができるようになります。 なお、所属部署名欄は、全角３０文字以内となっていますので、組織コードも空白も全て全角で入力してください。 あわせて、№10の回答のように、利用責任者補助者と登録内容確認システム管理者を活用して、利用者管理を分担することも御検討ください。

Ⅱ 「ドメイン情報」管理機能の追加関係

No.	質問	回答
16	当機関では、メールアドレスのドメインは一つしかありませんが、この機能に関し何か作業等が発生しますか。	メールアドレスのドメインが一つしかない場合は、次のようになります。 **① 令和７年8月29日以前から、検索システム又は登録内容確認システムのいずれか（又は両方）を利用している発注機関** → 特にしていただく作業はありません。 **② 令和7年9月1日以降の新規利用開始機関で、検索システムの契約がある発注機関** ア 登録内容確認システム利用者の作成に際し、個々の利用者に**必ず**メールアドレスを**設定**する場合 → 特にしていただく作業はありません。 ただし、登録内容確認システム利用者に対するメールアドレスの設定（№17の回答⑦イの記載のとおり、必須ではなくなっています。）を失念すると、その利用者は登録内容確認システムにログインできませんので、念のため、ドメイン情報の登録をお勧めします。 イ 登録内容確認システム利用者の作成に際し、個々の利用者に対するメールアドレスの設定を**省略**しようとする場合 → 必ず、ドメイン情報の登録を行ってください。 これを行わないと、全ての登録内容確認システム利用者が登録内容確認システムにログインできません。 **③ 令和7年9月1日以降の新規利用開始機関で、登録内容確認システムのみを利用する(検索システムの契約がない)発注機関** → 特にしていただく作業はありません。登録内容確認システムのみを利用する発注機関は、全利用者につきメールアドレスの設定が必須となっているためです（№17⑦ただし書参照）。
17	「ドメイン情報」管理機能を追加したのはなぜですか。	**⑴ ドメインチェックの実施（前提の説明その１）** 発注機関の登録内容の確認担当者が、登録内容確認システムにログインする際、システムは次のようなチェック（以下「ドメインチェック」という。）を行っています。 ① 発注機関が登録内容確認システムを用いて登録内容の確認を行うためには、受注企業が、発注機関の確認担当者のメールアドレスを登録システムに入力して確認依頼メールを送信させる操作を行うことが必要です。 この確認依頼メールの送信先は、当然のことながら、真に発注機関の確認担当者のメールアドレスでなければなりませんが、登録内容確認システムのログイン情報の一つである案件識別キーを受注企業が奪取する目的で発注機関のものでないメールアドレスを入力することも可能性としてはあり得ます。

② このため、真に発注機関の確認担当者のメールアドレス宛に確認依頼がされたものであるかについて、システム上、メールアドレスのドメイン（メールアドレスの@から後の部分）が一致するか否かをチェックするのがドメインチェックであり、否である場合には登録内容確認システムへのログインを拒否するようになっています。

⑵ 従前のドメインチェックとその問題点（前提の説明その２）

③ 従前は、登録内容確認システムにログインしようとする利用者のメールアドレス（当該発注機関の利用責任者等がシステムに登録した当該利用者のメールアドレス）のドメインと、確認依頼メールの宛先(=To)のメールアドレスのドメインが一致するかをチェックしていました。

④ ところが、発注機関によっては、

・内部用と外部用で異なるドメインのアドレスを使用

・組織や職階等で異なるドメインのアドレスを使用

等の事情があり、③のチェックにより、真正な発注機関の職員が登録内容確認システムにログインできない場合があるという問題が生じていました。

⑶ 「ドメイン情報」管理機能の追加（⑵の対策その１）

⑤ そこで、各利用者の情報として当該発注機関の利用責任者等がシステムに登録した当該利用者のメールアドレスとは別に、メールアドレスに用いられる当該発注機関が有するドメインを最大１０個までシステムに登録しておくことができるようにしました。メールアドレスのドメインが当該発注機関が有するドメイン（当該発注機関しか使えないドメイン）になっていれば、そのメールアドレスは当該発注機関のものであることが証明されるからです。

⑥ これにより、③のチェックは、発注機関側の設定に係る次のドメインのいずれかが、確認依頼メールの宛先(=To)のメールアドレス（受注企業が入力したもの）のドメインに一致するか、で行うこととしました。

・ 登録内容確認システムにログインしようとする利用者のメールアドレス（当該発注機関の利用責任者等がシステムに登録した当該利用者のメールアドレス）のドメイン

・ ⑤により登録されたドメイン　←*New*

⑷ 「ドメイン情報」管理機能の追加に併せて行った改良（⑵の対策その2）

		⑦　⑵の問題を解決するため、⑶の機能追加に併せて発注機関における利用者情報の作成又は変更の際における次の制約を撤廃しました。 ア　全利用者に設定されるメールアドレスは、同じものが存在しないこと（重複禁止）。 イ　登録内容確認システム利用者についてメールアドレスの登録を必須とすること。 ただし、検索システムの契約がない発注機関に限っては、各利用者がログイン名やパスワードの変更を行う際、ワンタイムパスワード(OTP)を用いてログインする必要があることから、そのための受信用メールアドレスを設定しておく必要があるため、引き続き、イの制約を残しています。 したがって、必ず、ワンタイムパスワード(OTP)の受信が可能なメールアドレスを各利用者に設定してください。その際、アの制約はなくなりましたので、複数の利用者に同じメールアドレス（グループアドレスしかないといった場合を想定）の設定が可能となっています。 **⑸　⑶及び⑷の対策の効果** ⑧　以上により、一部の発注機関に生じていた登録内容確認システムの利用上の支障が解消されたと考えています。 特に、⑦アに関しては、職員1人に一つのメールアドレスを割り当てずグループアドレスのみ割り当てている発注機関に生じていた利用上の支障も解消されたこととなります。 各発注機関におかれては、登録内容確認システムの一層の利用促進をお願いいたします。
18	どのようなドメインを登録すればいいのですか。	受注企業から登録内容の確認依頼を受けるために用いられることとなるメールアドレスのドメインを登録してください。 当然のことながら、当該発注機関が有するドメイン以外のもの（例えば、私的なメールアドレスのドメインやフリーメールのドメイン）を登録しないでください。
19	この登録は、必須ですか。	この登録は、システム上は必須ではありませんが、次の場合には必要となります。このような場合に登録をしていないと、登録内容確認システムにログインできない利用者が発生します。 そこで、登録内容確認システムにログインできなくなるトラブルを抑止する見地から、次の場合以外でもこの登録を行っておくことをお勧めします。 ・貴機関の登録内容確認システム利用者の設定情報としてメールアドレスの登録を省略する場合（№17⑦イに記載のとおり、今回の改良で省略できるようになりました。）

		・貴機関の登録内容確認システム利用者の設定情報としてメールアドレスを登録している場合で、確認依頼メールの宛先(=To)のメールアドレス（受注企業が入力したもの）のドメインと異なるドメインのメールアドレスが設定された職員が登録内容確認システムにログインすることがあるとき。 （参考） 例えば、次のような発注機関では、ドメイン情報の登録が必要になります。 この発注機関では、内規により、登録内容確認に係る承認は一定以上の職位の者が行わなければならないと定められています。このため、担当職員は、登録内容を精査し修正すべき事項がないと認めたときは、上長に申し出て登録内容確認システムの承認ボタンを押してもらう必要があります。 担当職員は、自分のメールアドレスを受注企業に提供し、確認依頼メールの宛先(=To)のメールアドレスとして入力させていますので、登録内容確認システムにログインして、登録内容の精査を行うことができます。ここまでは何の問題もありません。 ところが、この発注機関では職階によって異なるドメインのメールアドレスを配布していたとします。その場合、担当職員の上長が承認ボタンを押すために登録内容確認システムにログインしようとすると、確認依頼メールの宛先(=To)となっているメールアドレスのドメインと当該上長のメールアドレス（利用者情報として設定されているもの）のドメインが異なるため、ログインできません。 このケースでは、上長のメールアドレスのドメインを登録しておくことにより回避できるようになります。
20	登録の最大数が10個というのは少なすぎませんか。	現在のところ、現実に設定されているメールアドレスの状況から見て足りるものと見込んでおりますが、今後の利用状況を見て必要があれば変更を検討します。
21	誰がこの登録を行うことができますか。	利用責任者、利用責任者補助者及び登録内容確認システム管理者が登録を行うことができます。 これらの方が、ログイン後、[利用者情報の管理]から[ドメイン名管理]画面に進み、ドメイン名を設定します。なお、「補足事項」欄は、単なるメモです。
22	今回の改良のリリース時点（令和7年９月１日）では、登録ドメイ	従前から検索システム又は登録内容確認システムをしようしていたか否かにより、次のようになります。

	ンは、空となっているのですか。 　リリース後に、ドメイン情報の登録をしないと、登録内容確認システムが使えなくなってしまいますか。	**①　令和７年8月29日以前から、検索システム又は登録内容確認システムのいずれか（又は両方）を使用している発注機関** 　自動的に、当該発注機関の全利用者（登録内容確認システム利用者に限らない。）に設定されているメールアドレスのドメインを抽出して登録されます。 　したがって、そのままお使いいただけますが、利用責任者におかれては、今回の改良のリリース（令和7年９月１日）後に登録されているドメイン情報の確認を行い、必要があれば変更等を行ってください。 　なお、この自動登録は、今回のリリース時限りの措置です。 　また、今後、メールアドレスのドメインが変更された場合は、自動的に更新されませんので、追加・変更等を行ってください。 **②　令和7年9月1日以降の新規利用開始機関** 　登録ドメインは、新規利用開始時には空の状態です。 　したがって、ドメイン情報の登録又は個々の登録内容確認システム利用者にメールアドレスを設定のいずれか（又は両方）を行ってください。何もしない状態では、登録内容確認システムが利用できません。 　また、今後、メールアドレスのドメインが変更された場合は、追加・変更等を行ってください。
23	当機関では、今回の改良のリリース日（令和7年9月1日）の前から検索システムは使っていましたが、登録内容確認システムは使っておらず、また、検索システム利用者のメールアドレスも設定していませんでした（注：システム上は、検索システム利用者については従前から必須でない。）。 　№22の回答①を踏まえると、当機関の利用者にはメールアドレスが全く設定されていないので自動的に登録されるドメイン情報がない（＝登録ドメインが空）の状態になると思われるので、登録内容確認システムを使い始める際にはドメイン情報の登録が必要になりますか。	御質問のようなケースでは、№22の①の回答に記載の自動登録措置により、利用責任者のメールアドレスのドメインが登録されます（利用責任者のメールアドレスは、必須情報として、提供いただいたメールアドレスをJACICで設定しています。）。 　したがって、登録内容確認システムの使用を開始される前に、登録ドメインを確認いただき、必要があれば、ドメイン情報の追加・変更等を行ってください。

24	当機関は地方公共団体ですが、メールアドレスを次のように使い分けています。各利用者のメールアドレスの設定とドメイン情報の登録は、どのようにすればいいですか。 ・ 内部及び対公共機関連絡用として、職員1人1人にLGドメインのメールアドレスを配布 ・ 対住民・業者用として、各組織に地方公共団体型ドメインのグループアドレスを配布	御質問の例では、次のような方法が考えられますので、実情に合わせてお選びください。 ① ・ 個々の利用者のメールアドレスは、1アドレス／1人のメールアドレス（LGドメインのもの）を設定する。 ・ ドメイン情報としては、グループアドレスのドメイン（地方公共団体型ドメインのもの）を登録する。 なお、10個以内になるのであれば、LGドメインであるものも併せて登録してしまっても、差支えない。 ・ 受注企業へは、グループアドレスの方を提供し、確認依頼は当該アドレスをシステムに入力して行うことを指示することとする。 ② 原則形は①ですが、使用しているLGドメイン及び地方公共団体型ドメインの数の合計が10以下である場合は、その全てをドメイン情報として登録しておけば、個々の利用者に対するメールアドレスの設定は省略できます。 ただし、検索システムを契約していない発注機関にあっては、全利用者がワンタイムパスワード（OTP）を必要とするため、ドメイン情報を登録をするか否かにかかわらず、全利用者にOTPが受信可能なメールアドレスを設定しておく必要があります（システム上も、必須）。

III 登録内容確認システム利用者の作成可能数の増加関係

No.	質問	回答
25	今回、登録内容確認システム利用者の作成可能数を増やしたのは、なぜですか。	一部の発注機関から、従前の最大2,000名では不足するとの御意見をいただいたため、最大5,000名としました。
26	例えば、検索システム利用者に登録内容確認システム利用権限を付与する場合と、登録内容確認システム利用権限しか持たない利用者を作成するのでは、作成可能最大数との関係で違ってきますか。	違いはありません。その機関の全利用者のうち登録内容確認システム利用権限が付与されているものの数をカウントしますので、ある利用者について単一の権限か複数の権限かということは影響しません。 この権限のカウント方法は、登録内容確認システム利用者権限以外の権限についても同様です。 【参考】 ・ 利用責任者補助者　99名まで ・ 登録内容確認システム管理者　99名まで ・ コリンズ検索者　契約ID数の3倍まで ・ テクリス検索者　契約ID数の3倍まで ・ 登録内容確認システム利用者　5,000名まで

Ⅳ 通知メールの追加関係

No.	質問	回答
27	今回、「確認依頼取消し通知メール」が機能追加となったのはなぜですか。	受注企業は、システムから発注機関に対する登録内容の確認依頼メールを送信させた後であっても、登録内容の修正につながる操作を行うことができます。 このような操作がされた場合は、確認依頼メールに記載されていた「案件識別キー」が無効となり、以後、発注機関では、当該案件識別キーを入力して登録内容確認システムにログインしようとしても、エラーとなります。そうなると発注機関においては、正しいログイン情報を入力したのにエラーとなる、という不可解な状況になってしまいますので、このような場合に、確認依頼がキャンセルされた旨をメールにてお知らせすることとしました。 また、発注機関において登録内容確認システム上で登録内容の確認を行い「承認」の入力送信後にも、受注企業は登録内容の修正につながる操作を行うことができます。この場合も、発注機関の行った、登録内容確認システム上での「承認」がキャンセルとなります（登録内容確認済データと登録情報の同一性を担保するためです。）。 この場合、受注企業は再度（仮に、登録データの修正をしなかったとしても）、発注機関による登録内容の確認を受けなければならなくなりますが、発注機関からすると、承認したのになぜ再度確認依頼が来るのかわからなくなりますので、同様にメールでお知らせすることとしました。
28	今回、「発注機関確認の状況確認通知メール」が機能追加となったのはなぜですか。	実績データの登録プロセスにおいて、発注機関による登録内容の確認に係るプロセスは、基本的に、受注企業と発注機関の双方の作業を「システムから送信されるメール」が仲介する形で進みますが、双方のメールの見落としやメール受信後の失念などによりプロセスが中断したままとなってしまうことがあります。 そこで、確認依頼メールの送信後、一定期間経過後でも登録完了に至らない場合には、受注企業及び発注機関の双方に対し、状況確認メールを送信することとしました。 この一定期間は、当面、確認依頼メールの送信後14日時点及び21日時点として運用します。案件識別キーの有効期間が確認依頼メールの送信後30日となっていますので、それまでに最大2回通知することになります。 ただし、この通知メールが発注機関宛に送られるのは、確認依頼がシステムからの直送メールで行われる場合に限ります。確認依頼がシステムからの直送メールで行われない場合は、システムに発注機関担当者のメールアドレスが入力されていないため通知不可能だからです。

Ⅴ 発注機関情報の選択誤り抑止対応関係

No.	質問	回答
29	今回、この機能追加を行ったのはなぜですか。	**⑴　問題の所在** 実績データにあっては、どの発注機関が発注したかという情報は重要情報であり、それを分類する発注機関区分（発注機関コード）は検索システムによる検索はもとより、工事の平準化率の算出等の情報活用にも不可欠となっています。 ところが、入力時の選択誤りにより、発注機関コード上全く関係ない発注機関の実績として登録されているものが散見されます。また、一部の受注企業（又はその特定の登録担当者）にあっては、国、独立行政法人等、都道府県、市町村といったような大括りの区分すら全く無視して、例えば、特定の市のコードを用いて全国あまたある発注機関の発注案件を登録するという例すら稀ではありません。 **⑵　⑴の原因分析と対策（今回の機能追加）** ⑴のようなものが見過ごされている一因は、登録内容確認システム上の表示又は「登録のための確認のお願い」帳票上の表示の各項目中に埋もれているためとも考えられます。 そこで、これらの表示中、発注機関の確認担当者の所属部署名に隣接して、発注機関の分類名称を表示することとしました。 各発注機関の確認担当者様には、お手数をおかけしますが、この分類名称が不適切の場合は、受注企業に対し、修正指示を出していただきますようお願いいたします。
30	例えば、都道府県のように、発注機関コード自体が部局や出先事務所まで分類されている場合、どこの組織を選択するのが正しいのでしょうか。 契約書記載の代表者は首長で、そのほか、契約担当部署や監督検査担当部署など様々な関係部署があります。	登録内容の確認担当者の所属部署を基本として分類していただくようお願いします。 【参考】受注企業向けFAQ https://qa-ctjacic.dga.jp/faq_detail.html?id=404&category=&page=1

Ⅵ 登録内容確認システムの画面表示の一部変更関係

No.	質問	回答
31	変更点は何ですか。	登録内容確認システムの画面表示を、「登録のための確認のお願い」帳票と同様に、同一の工事又は業務につき、前回の登録からの変更点を比較表により表示します。 なお、これは変更登録や訂正登録の場合に限らず、例えば、「前回の登録」が受注登録で今回の登録が竣工登録である場合にも変更事項を比較表で表示します。